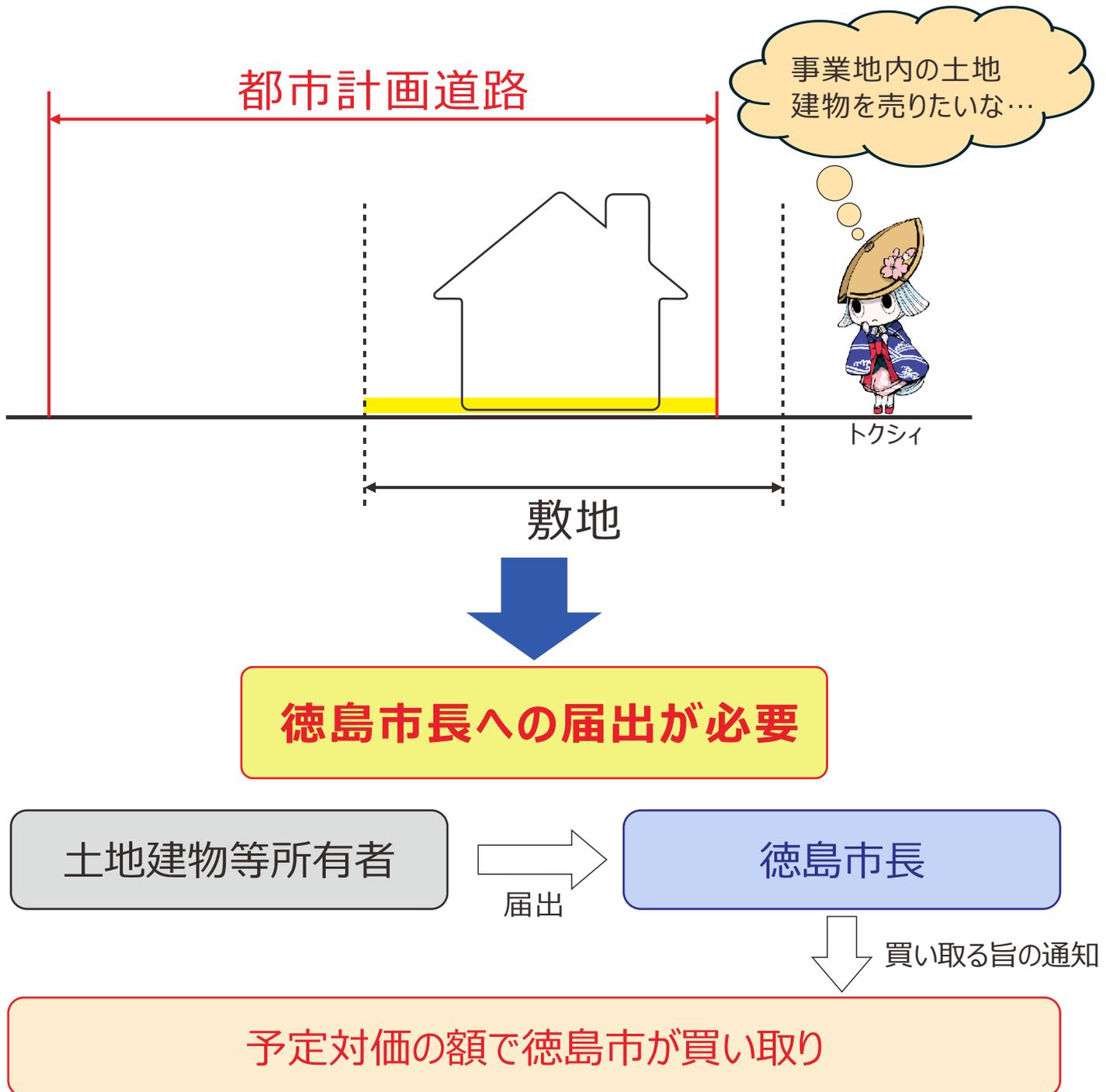


■ 土地建物等の先買い

(都市計画法第67条)

公告の日(R6.4.17)の翌日から起算して10日を経過した後に、事業地内の土地建物等を売買しようとするときは、徳島市長への届出が必要



※届出後、30日以内または徳島市が買い取らない旨の通知をするまでの間は土地建物等の売買はできません